

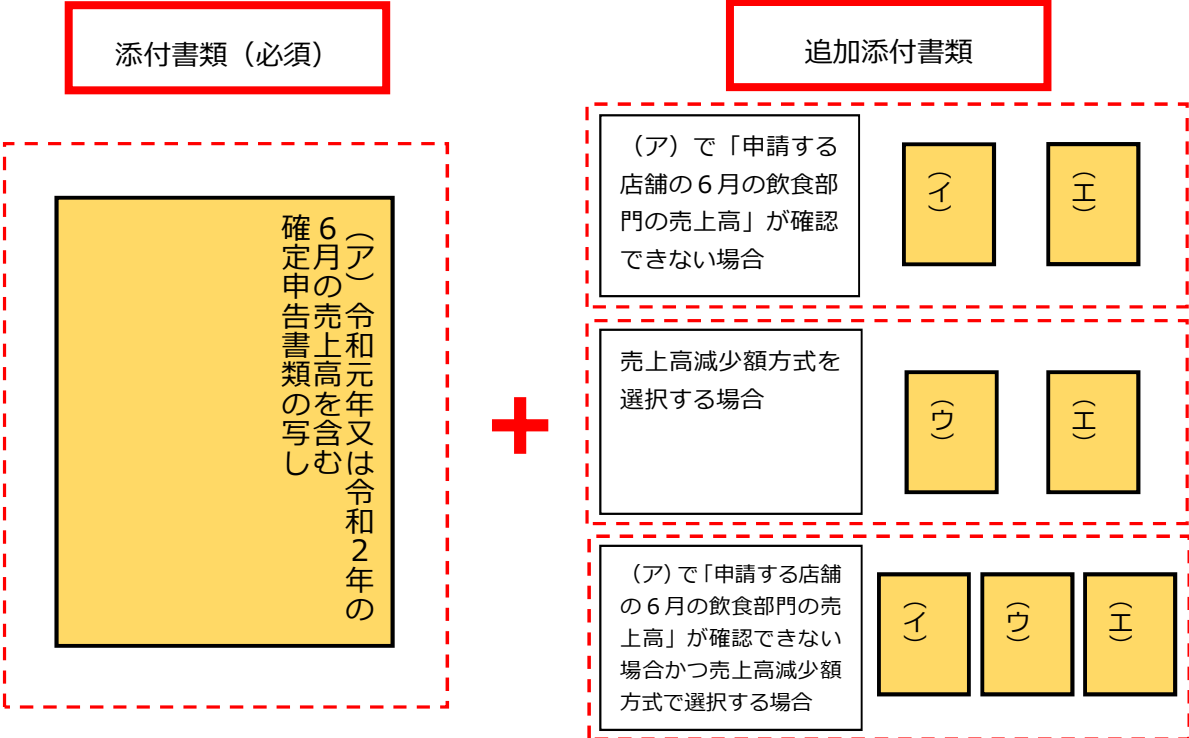
神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第11弾）

売上高等確認書類の手引き



協力金（第11弾）では、売上高等に応じて協力金を交付するため、「売上高方式（下限額以外の場合）」又は「売上高減少額方式」で申請する場合は、売上高等や交付申請額を確認できる書類の添付が必要です。

ただし、大企業以外で、交付申請額が下限額（1日当たり3万円又は2.5万円）の場合は添付不要です。



<添付書類>

(ア) 令和元年又は令和2年の6月の売上高を含む確定申告書類の写し・・・p.1
 (法人の場合)
 法人税の確定申告書別表一の控え（1枚）
 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））
 (個人の場合)
 所得税の確定申告書第一表の控え（1枚）
 所得税の青色申告決算書の控え又は収支内訳書の控え（2枚）

(イ) 令和元年又は令和2年の6月の店舗ごとの売上帳等の写し・・・p.4
 (ウ) 令和3年の6月の店舗ごとの売上帳等の写し・・・p.4
 (エ) 飲食部門売上高報告書・・・p.5

(ア) 令和元年又は令和2年の6月の売上高を含む確定申告書類の写し

(1) 法人の場合

□ 法人税の確定申告書別表一の控え（1枚）

(注1) 收受日付印が押印されていない場合は、e-Taxの受信通知（メール詳細）の添付が必要です。

(注2) 事業年度を御確認ください。**売上高を参照する年の6月が含まれている必要があります。**
電子申請画面内の「参照した売上高の年」の項目では、売上高を参照する年を選択してください。

(注3) 「経理方式」を御確認いただき、マーカー又は印を付けてください。電子申請画面内の「参照した売上高が税込み又は税抜きか」の項目では、「税抜き」又は「税込み」を選択してください。

(注4) 「6月の売上高」を御確認いただき、該当箇所にもマーカー又は印を付けてください。**参照する年の6月の売上高と一致している必要があります(※)。**

(※) 複数店舗を有する場合や飲食部門以外の売上高がある場合は一致しません。4ページの(イ)「売上帳等の写し」を提出していただく必要があります。

電子申請画面内の「令和元年6月、又は令和2年6月の売上高」の項目に売上高を入力してください。

□ 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））

(表)

(裏)

(2) 個人事業主（青色申告）の場合

□ 所得税の確定申告書第一表の控え（1枚）

(注5) 收受日付印が押印されていない場合は、e-Taxの受信通知（メール詳細）の提出が必要です。

(注6) 所得年を御確認ください。売上高を参照する年と一致している必要があります。
電子申請画面内の「参照した売上高の年」の項目では、売上高を参照する年を選択してください。

(注7) 「6月の売上高」を御確認いただき、該当箇所にマーカー又は印を付けてください。参照する年の6月の売上高と一致している必要があります(※)。
(※) 複数店舗を有する場合や飲食部門以外の売上高がある場合は一致しません。4ページの(イ)「売上帳等の写し」を添付していただく必要があります。
電子申請画面内の「令和元年6月、又は令和2年6月の売上高」の項目に参照する売上高を入力してください。

□ 所得税の青色申告決算書の控え（2枚）

※ (1) 法人又は (2) 個人事業主（青色申告）について、確定申告書類に申請する店舗の令和元年又は令和2年の6月の飲食部門の売上高が明示されていない場合は、(イ) 令和元年又は令和2年の6月の店舗ごとの売上帳等の写しの添付が必要です。

(3) 個人事業主（白色申告）の場合

個人事業主（白色申告）の場合は、「6月の売上高」が確認できないことから、確定申告書類のほかに4ページの（イ）「売上帳等の写し」を添付していただく必要があります。電子申請画面内の入力については、5ページの（工）を参照してください。

□ 所得税の確定申告書第一表の控え（1枚）

（注8） 収受日付印が押印されていない場合は、e-Taxの受信通知（メール詳細）の添付が必要です。

（注9） 所得年を御確認ください。売上高を参照する年と一致している必要があります。

□ 所得税の収支内訳書の控え（2枚）

(イ) 令和元年又は令和2年の6月の店舗ごとの売上帳等の写し

※ 「(ア) 令和元年又は令和2年の6月の売上高を含む確定申告書類の写し」に、申請する店舗の令和元年又は令和2年の6月の飲食部門の売上高が明示されている場合は、添付不要です。

(ウ) 令和3年の6月の店舗ごとの売上帳等の写し

※ 売上高方式を選択して交付申請額の算定を行う場合は、添付不要です。

<売上帳等の参考例>

売上帳		
付	内容	売上金額
令和2年6月分	店舗名：居酒屋 カナガワ	
6/5	店舗売上（飲食）	800,000
6/10	店舗売上（飲食）	750,000
6/15	店舗売上（物販）	200,000
6/20	店舗売上（飲食）	850,000
6/25	店舗売上（飲食）	750,000
6/30	店舗売上（飲食）	650,000
合計金額		4,000,000

(注 10) 様式の指定はありませんが、「売上月」、「店舗名（複数店舗の場合）」は必ず明記してください。

(注 11) 申請する店舗の飲食部門の売上高に該当する金額に、マーカー又は印を付けてください。

(エ) 飲食部門売上高報告書

※ 本様式は、神奈川県ホームページからダウンロードしてください。

- (イ)、(ウ)の売上帳等の写しを添付する場合は、必ず添付してください。
- なお、飲食部門以外の売上が含まれている場合(例：飲食店と飲食店以外の事業を運営している、飲食店内で土産物等を販売している等)は、申請店舗の飲食部門のみの売上高を記載してください。

<記載例>

記載例	
神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第11弾) 飲食部門売上高報告書	
神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第11弾)で申請する下記の店舗について、以下のとおり該当する売上高を報告します。	
1 申請店舗	
店舗名称	居酒屋 カナガフ
店舗所在地	横浜市中区日本大通1
2 報告年の売上	
報告年	令和元年 ・ 令和2年
6月の売上高	3,800,000 円 (税抜・税込)
3 令和3年の売上 (売上高減少額方式を選択する場合のみ記載してください)	
報告年	令和3年
6月の売上高	1,900,000 円 (税抜・税込)

※ 本報告書を報告年の売上帳等に添付してください。
※ 上記の各月の売上高と照合するため、売上帳等の該当箇所に、マーカー又は印を付けてください。
※ なお、飲食部門に付随する物販やテイクアウト等で時間短縮営業等の影響を必然的に受けるものは、飲食部門の売上高に含めることも可能です。

(注12) 売上帳等に記載された、申請する店舗の飲食部門の売上高に該当する金額の合計額を記入してください。**また、参照する年の6月の売上高等と一致している必要があります。**

電子申請画面内の「参照した売上高の年」の項目では、売上高を参照する年を選択してください。

「令和元年6月、又は令和2年6月の売上高」の項目に売上高を入力してください。

「参照した売上高が税込み又は税抜きか」の項目では、「税込み」又は「税抜き」を選択してください。

(注13) この欄は、**売上高減少額方式を選択する店舗のみ**記入してください。

売上帳等に記載された、申請する店舗の飲食部門の売上高に該当する金額の合計額を記入してください。**また、令和3年の6月の売上高と一致している必要があります。**

電子申請画面内の「令和3年6月の売上高」の項目に売上高を入力してください。

「令和3年6月の売上高が税込み又は税抜きか」の項目では、「税込み」又は「税抜き」を選択してください。